

令和3年度事業報告書

「暴力のない安全で安心な島根」を実現するため、事業を

公益事業1 暴力団員による不当な要求行為の被害者等に対する支援事業

(①暴力相談事業、②救済事業)

公益事業2 暴力団排除のための広報啓発活動と地域・職域等における暴力団排除活動への支援事業

(③広報啓発事業、④組織活動支援事業、⑤調査研究事業、⑥研修事業)

公益事業3 不当要求防止責任者講習事業

(⑦委託講習事業)

の3事業・7項目とし、島根県警察、島根県弁護士会及び各自治体や地域・職域の各暴排関係機関・団体等と連携して推進した。

1 暴力団員による不当な要求行為の被害者等に対する支援事業

(定款第4条第1項の第3号・第6号・第9号)

実施事項	実施概要
①暴力相談事業	<p>◎ 暴力相談受体制</p> <p>暴力追放相談委員を計9名(弁護士3名、保護司2名、少年指導委員2名、元警察官2名)委嘱し、委嘱時の研修や「暴力追放相談員マニュアル」を作成配布するなど、相談受理時等の連携を強化している。</p> <p>暴力団照会にあたっては「照会担当者名簿」「誓約書」等を徴取するなど、セキュリティ対策を徹底するとともに、暴力相談の的確な受理・処理・照会対応などができる体制のもと、暴力団等反社会的勢力の排除に向けた対策を推進した。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>◎ 暴力相談受理・処理状況</p> <p>暴力追放相談委員による企業・行政・県民からの暴力相談受理、松江市役所(消費・生活相談室)における「暴力団相談の日」(毎月第2金曜日)の継続、不当要求防止責任者講習や各種会議・研修等あらゆる機会を活用して暴力相談を受理し、的確な助言・対応を図り、警察・弁護士等への引継などを行った。</p> <p>○ 暴力相談件数(令和3年中)</p> <p style="text-align: right;">受理対応・処理件数(人数) 316件(578人)</p> <p style="text-align: right;">(前年比: -38件 -376人)</p>

	<p>(うち属性照会：309件(97.8%) 571人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力相談案件の主な内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 反社会的勢力と思われる者からの損害賠償請求 ・ 反社会的勢力と思われる者からの真偽不明な借金返済要求 ・ 接客態度等に対する謝罪・改善の書面回答要求 ・ 合格が無効となっている資格の認定手続要求 など7件 (うち弁護士引継1件)
②救済事業	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 被害者保護活動 <ul style="list-style-type: none"> ○ 監視カメラ・録画装置を整備(4機(セット))。1機は継続貸出中。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度は、不当要求事案で1機を貸出(貸出中) ○ その他緊急通報装置(3機)、ICレコーダー(4機)を整備。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 被害者見舞金の給付 該当事案なし <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 使用差止請求関係業務 「暴力団事務所の使用差止請求関係業務」について、国家公安委員会から「適格都道府県センター」として認定(H26.7.3付)を受けているが、令和3年度中は、民事介入暴力対策研究会等において、制度の具体的対応要領の研修や他県事例の情報収集など事案対応に備えた。

2 暴力団排除のための広報啓発活動と地域・職域等における暴力団排除活動への支援
(定款第4条第1項の第1号・第2号・第4号・第5号・第8号)

実施事項	実施概要
③広報啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 第29回暴力追放・銃器根絶県民大会の開催 新型コロナウイルス感染症拡大により、昨年度中止した「暴力追放・銃器根絶島根県民大会」を開催をした。開催に当たっては、一般入場者の人数制限し、感染防止措置を講じたうえで、広報用チラシ(1,000枚)、新聞広告、ホームページ等により広報し、大会への参加を募った。 また、人数制限をしたことから、大会の様態を県警察ユーチューブチャンネルでライブ配信した。 《開催概要》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催日時 令和3年10月21日(木) ・ 開催場所 松江市 島根県民会館(中ホール) ・ 主催 (公財)島根県暴力追放県民センター 島根県銃器対策本部

島根県警察本部

- ・ 後 援 島根県・松江市・島根県市長会・島根県町村会
- ・ 参 加 者 自治体・企業・団体の代表者・一般参加者等約300人
- ・ 大会概要 表彰

暴力団追放活動功労（1団体）

暴力団追放支援功労（6事業所）

大会宣言

特別講演

経済ジャーナリスト 須田 慎一郎 氏

演題 「『関係ない』と思ったら大間違い！

暴力団はこうしてあなたの生活に忍び込む」

◎ 普及宣伝活動

○ 広報啓発資料の作成配付

暴力団等反社会的勢力排除活動の啓発とあわせて、暴力追放県民センターの更なる認知度の向上を図るため、暴排資料等を作成し、効果的に活用した。

- ・ 機関紙「暴迫しまね vol. 59」 3,000部
- ・ 機関紙「暴迫しまね vol. 60」 3,000部
- ・ 冊子「行政・企業対象暴力の現状と対策」 1,900部
- ・ 暴力団追放ポスター 800枚
- ・ 責任者選任事業所ステッカー 1,000枚

等。

○ 郵便局利用者への広報用封筒を活用した広報

不特定の住民等への暴力団排除広報を拡大するため、郵便事業関連企業が提供している広報用封筒を活用して、暴力相談・委託講習事業等を掲載し、県内4箇所の郵便局（松江津田、出雲駅前、大田市駅前、川本）の受付窓口合計4,000枚（各局1,000枚）を配架した。

○ バスの車内音声広告による暴迫センター業務の広報

松江市内を巡回する市営バスの車内アナウンスで、2ルート（3バス停）について、業務内容（特に、暴力相談及び不当要求防止責任者講習）を告知する広報を年間通じて実施した。

◎ 表彰事業

○ 警察庁長官・全国暴力追放運動推進センター会長連名表彰

- ・ （一社）島根県警備業協会

○ 中国管区警察局長・中国管区内暴力追放運動推進センター連絡協議会会長連名表彰

- ・ 浜田・江津地区建設業暴力追放対策協議会

	<p>○ 「第29回暴力追放・銃器根絶島根県民大会」におけるセンター会長（島根県知事）表彰</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力団追放活動功労表彰状（1団体） （公社）島根県宅地建物取引業協会 ・ 暴力団追放支援功労感謝状（6事業者） 松江市 住友生命保険相互会社松江支店 松江市 ALSOK山陰株式会社 松江市 株式会社トウリン 出雲市 有限会社柳樂工業 出雲市 株式会社ナギラ 邑智郡 株式会社溝辺組
<p>④ 組織活動支援事業</p>	<p>◎ 暴力団排除（追放）協議会等の既存の組織の見直し 新しい組織の設立や消滅はない。 平成29年に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根原子力発電所交通・防犯・暴力追放対策連絡協議会 〔平成29年4月25日設立〕 ・ 松江市暴力団排除対策協議会 〔平成29年10月26日設立〕 <p>を設立しているが、両協議会については、継続的に暴力団排除講演や暴力団照会等への対応による暴力団排除対策を推進した。</p> <hr/> <p>◎ 県内各自治体、各企業・事業所、暴力団排除団体等の行う暴力団等反社会的勢力からの不当な要求等に対する的確な対応及び県警察と連携による暴力団排除活動への支援</p> <p>○ 企業・団体等への活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業防衛連絡協議会、損害保険警察連絡協議会、生命保険防犯協力会、証券等暴力排除団体、雲南建設業暴力追放協議会など協議会 ・ 団体への会合出席及び暴力団排除資料の提供等を実施 ・ 暴力排除・不当要求対応DVDの貸出し（9回） ・ 暴力団排除資料の提供 ・ 暴力団追放ポスター、暴力排除ステッカー等の配付 ・ 暴力相談、暴力団等反社会的勢力に関する情報連絡 <hr/> <p>◎ 暴力団離脱支援</p> <p>○ 「島根県暴力団社会復帰対策協議会総会」の開催 《開催概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催月日 令和4年2月9日（水） ・ 参加機関 島根労働局、県雇用政策課、松江公共職業安定所、松江刑務所、松江保護観察所等雇用政策機関、矯正保護機関

	<p>等10機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議等 刑務所における暴力団の社会復帰に向けた対策と現状など各機関の状況について情報共有し、「広域連携」を踏まえて協力雇用主（登録事業所）の更なる拡大や各機関の保有する協力企業等に関し、社会復帰対策への支援協力の働きかけを行うことなどについて意思統一。
<p>⑤研修事業</p>	<p>◎ 島根県少年指導委員研修会</p> <p>島根県少年指導委員研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止となったが、警察本部少年女性対策課及び組織犯罪対策課と連携し、暴力団情勢のほか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少年指導委員連絡協議会等に対する暴力排除資料の提供 ・ 少年に絡む暴力団情報の提供 <p>等により相互の連携強化について理解を深めた。</p> <hr/> <p>◎ 「島根県民事介入暴力対策研究会」（民暴研究会）の開催</p> <p>警察本部、島根県弁護士会民事介入暴力対策委員会、暴追センターで構成する民暴研究会を1月27日に開催し、令和3年度中に取り扱った</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テナントビルへの暴力団の風評のある入居希望者に対する対応 ・ 業界団体への加入した暴力団関係者の排除方法 ・ 雇用契約における暴排条項の導入 <p>などについて協議検討したほか、三者間の意見交換、参考情報の提供など実務能力の向上と連携強化を図った。</p> <hr/> <p>◎ 全国、中国管区内研修会等への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力追放相談委員・不当要求防止責任者講習担当者研修（web研修） ・ 暴追センター専務理事・事務局長研修会（web研修） <p>等への参加により、全国の暴力団情勢や暴力団等反社会的勢力の資金源活動の現状・暴力団への損害賠償請求、暴力団事務所撤去訴訟の対応、等について研修のほか法人運営に関する課題等について検討し、各県センターとの連携を強化した。</p> <hr/> <p>◎ 研修（講演）の実施</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各協議会の多くが中止若しくは書面開催などとなり、全体数としては前年度並みであったが、県内企業等の要請による暴力団情勢や不当要求に対する対応要領等に関する研修（講演）を合計17回（対象人員428名）実施し、職域における暴排意識の醸成、不当要求対処能力の向上等暴力団排除対策の徹底を図った。</p>

⑥調査研究事業	<p>◎ 暴力団等反社会的勢力の動向調査と分析</p> <p>関係機関、全国センター、各都道府県センター等との連携を強化して、最新の暴力団等反社会的勢力の動向・情勢を把握し、各種暴力団対策に効果的に活用したほか、不当要求防止責任者講習等を通じて、受講者からの聞き取り等より、講習のあり方、暴力団対策の問題点等の把握に努めた。</p> <p>また、事務規程を確認し、現状と整合しないものなど規程の改正も行った。</p>
---------	--

3 不当要求防止責任者講習事業
(定款第4条第1項第7号)

実施事項	実施概要																				
⑦委託講習事業	<p>◎ 不当要求防止責任者講習会の開催 【島根県公安委員会委託事業】</p> <p>○ 実施状況</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>開催回数</td><td>39回 (+ 9)</td></tr> <tr><td>受講者数</td><td>817人 (+ 28)</td></tr> <tr><td>聴講者数</td><td>167人 (+ 122)</td></tr> <tr><td>総数</td><td>984人 (+ 150)</td></tr> </table> <p>※ コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、中止や受講辞退もあり、受講対象者(1,550人)に対する受講者数(達成率)は52.7%であった。</p> <p>(内 訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関の職員 <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td>開催数</td><td>15回 (+ 2)</td></tr> <tr><td>受講者</td><td>262人 (- 35)</td></tr> <tr><td>聴講者</td><td>148人 (+ 104)</td></tr> </table> ・ 企業・事業所等 <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td>開催数</td><td>24回 (+ 7)</td></tr> <tr><td>受講者</td><td>555人 (+ 63)</td></tr> <tr><td>聴講者</td><td>19人 (+ 18)</td></tr> </table> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>◎ 講習内容の充実</p> <p>○ 令和2年度から、より法的専門性の高い講習を目的に、弁護士(民</p>	開催回数	39回 (+ 9)	受講者数	817人 (+ 28)	聴講者数	167人 (+ 122)	総数	984人 (+ 150)	開催数	15回 (+ 2)	受講者	262人 (- 35)	聴講者	148人 (+ 104)	開催数	24回 (+ 7)	受講者	555人 (+ 63)	聴講者	19人 (+ 18)
開催回数	39回 (+ 9)																				
受講者数	817人 (+ 28)																				
聴講者数	167人 (+ 122)																				
総数	984人 (+ 150)																				
開催数	15回 (+ 2)																				
受講者	262人 (- 35)																				
聴講者	148人 (+ 104)																				
開催数	24回 (+ 7)																				
受講者	555人 (+ 63)																				
聴講者	19人 (+ 18)																				

	<p>事介入暴力対策委員会)の講演を導入し、講習の充実を図っているが、令和3年度も、2回から4回に回数を増やし、県西部でも実施した。 (合計4回～松江2、出雲1回、浜田1回・受講者120人)</p> <p>○ ロールプレイング、暴排DVD等の活用 新型コロナ感染拡大防止の観点から控えていたロールプレイングも状況を見ながら徐々に再開し、DVDを活用した視聴覚効果にも配慮した講習にも努めた。</p>
	<p>◎ 講習を利用した活動</p> <p>○ 暴力相談の受理</p>

事業報告附属明細書

令和3年度事業報告においては、「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書は作成しておりません。